

## 可児市ジョブ・リターン制度実施要綱（内規）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、家庭の事情等により本市を退職した者を再度本市職員として選考により採用する制度（以下「ジョブ・リターン制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象となる職種等）

第2条 ジョブ・リターン制度による採用の対象となる職種は、任期の定めがない常勤の職員が就くこととなる全ての職種とし、ジョブ・リターン制度による採用者は退職時の職種に採用されるものとする。

### （採用日）

第3条 ジョブ・リターン制度による採用の日は、原則として4月1日とする。

### （対象者の要件）

第4条 ジョブ・リターン制度の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 退職前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が3年以上あること。
- (2) ジョブ・リターン制度による採用の日において、退職の日の翌日から起算して10年を経過したまでの者であること。
- (3) ジョブ・リターン制度による採用の日において、満59歳に達していないこと。
- (4) 過去にジョブ・リターン制度による採用をされていないこと。
- (5) 退職事由が婚姻、育児（小学校就学の始期に達するまでの子の育児に限る。）、看護介護その他市長が認める事情によるものであること。

2 次に掲げる期間で、その期間が1月以上であるものは、在職期間から除算するものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間

- (2) 法第29条第1項の規定による停職の期間

- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の期間

### （号給）

第5条 ジョブ・リターン制度による採用者の号給は、退職時の号級（育児休業をし、職務に復帰することなく退職した者にあっては、退職日に職務に復帰し、可児市職員の育児休業等に関する条例（平成4年可児市条例第1号）第9条の規定により調整されたものとみなした場合の号給）を基に、退職後の職歴について経験年数を加算した号級によるものとする。

### （昇格に要する在級期間の通算）

第6条 昇格に要する在級期間の算定に当たっては、退職時までにおける在級期間を通算するものとする。ただし、在級期間が昇格に要する期間に足りる者であっても、ジョブ・リターン制度による採用の日の属する年度は昇格しない。

### （選考の申込手続）

第7条 ジョブ・リターン制度による採用を希望する者は、市長が別に定める日までに、可児市に申込書（別記様式第1号）を提出し、選考の申込みを行うものとする。

(選考)

第8条 選考は申込みに係る書類の審査、過去の勤務実績及び個別面接の結果に基づき決定するものとする。

(他の採用制度との関係)

第9条 ジョブ・リターン制度は、その対象者が他の採用制度を利用することを妨げるものではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ジョブ・リターン制度の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。